

事務連絡
令和3年4月12日

大臣官房各課・各局庁庶務課
各地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

テレワーク等の推進について（周知依頼）

令和3年4月9日に、新型コロナウイルス感染症対策に関して、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）に東京都、京都府及び沖縄県が追加されるとともに、東京都については、4月12日から5月11日まで、京都府及び沖縄県については、4月12日から5月5日までがまん延防止等重点措置を実施すべき期間とされました。これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡が発出されました。

重点措置区域である都道府県においては、新型コロナウイルス感染症対策の基本的処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「事業者に対して、職場への出勤等について、「出勤者数7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること」とされています。

各位におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、テレワーク等を推進していただくよう、所管の独立行政法人及び関係団体等に対して、改めて周知・呼びかけをさせていただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においては、「職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進」することとされており、また、緊急事態措置を実施すべき区域及び重点措置区域以外の都道府県においても、こうした趣旨を踏まえ、テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけることとされておりますので、御留意ください。

以上

【添付資料】

○テレワーク等の推進について（令和3年4月9日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

担当：影山、鳥海

TEL：03-6744-1856（直通）